

報告第8号参考資料2

利根町国民健康保険条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条から第14条まで省略</p> <p>第15条 町は、世帯主が国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合は、その者に対し100,000円以下の過料を科する。</p> <p>第16条以下省略</p>	<p>第1条から第14条まで省略</p> <p>第15条 町は、世帯主が国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした</p> <hr/> <p>_____場合は、その者に対し100,000円以下の過料を科する。</p> <p>第16条以下省略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 <u>この条例は、令和6年12月2日から施行する。</u> (経過措置)</p> <p>2 <u>この条例の施行の前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</u></p>